

【掲載官報】

平成 22 年 9 月 14 日 本紙第 5397 号

【法令名】

○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令

【法令番号】

平成 22 年 9 月 14 日 政令第 203 号

【管轄省庁】

農林水産省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 1 日

【制定の根拠規定】

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項第2号、第12条及び第14条

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）の施行に伴い、国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の範囲、林業・木材産業改善資金の特例の償還期間等を定める。

* 要旨

1 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物

国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物に該当する建築物の種類を以下のよう

- ・ 学校
- ・ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- ・ 病院又は診療所
- ・ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- ・ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- ・ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待

合いの用に供するもの

・高速道路（高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 66 号）第 2 条第 2 項に規定する高速道路をいう。）の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

（第 1 条関係）

2 林業・木材産業改善資金の特例の償還期間

認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間は、12 年以内とする。

（第 2 条関係）

3 国有試験研究施設の減額使用

（1）公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に使用させる国有の試験研究施設は、消防庁消防大学校の試験研究施設とする。

（2）（1）に規定する国有の試験研究施設は、法第 2 条第 1 項に規定する公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究で当該国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると農林水産大臣が認定したものを行う者に対し、時価からその 5 割以内を減額した対価で使用させることができるものとする。

（3）農林水産大臣は、（2）の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（4）（2）の規定による認定に関し必要な手続は、農林水産省令で定める。

（第 3 条関係）

.....